介護保険負担限度額認定の申請について　～事前確認～

多度津町 高齢者保険課 介護保険係

介護保険では、介護老人福祉施設等の費用のうち、食費や居住費は本人の自己負担が

原則となっています。

そのような中で収入や預貯金等の資産が少ない方に対しては、保険料を財源とした補足

給付が行われています。申請を検討されている方は、次の事前確認をお願いします。

　※生活保護受給者、老齢福祉年金受給者の方は、次によらず申請ください。

１．課税状況について

|  |
| --- |
| 世帯全員が住民税非課税である。配偶者（別世帯、内縁の方を含む）がいる場合、 その方も住民税非課税である。 |
| はいの方　→　質問２へ | いいえの方　→　申請いただけません。 |

２．本人の収入状況及び預貯金額等について

|  |
| --- |
| ２－１．令和３年１月～令和３年１２月の収入額について、下記のいずれか１つに✓を記入ください。　　　　　　　　（課税年金収入額＋非課税年金収入額＋合計所得金額） |
|  | * 80万円以下
 | □ | 80万円越え120万円以下 | * 120万円越え
 |

　　　　　　　　　　↓　　　　　　　　　　　↓　　　　　　　　　　　　↓

|  |
| --- |
| ２－２．預貯金、有価証券、現金（タンス預金含む）の合計金額が下記に記載の金額以下ですか。 |
| 配偶者 |  |  |  |
| あり | 1,650万円  | 1,550万円 | 1,500万円 |
| なし | 650万円 | 550万円 | 500万円 |
| はいの方→申請書・同意書の記入へ | いいえの方→申請いただけません。 |

※１　虚偽の申告により不正受給を受けた場合は、介護保険法第２２条第１項の規定に基づき支給された額及び最大２倍の加算金を返還していただくことがあります。

※２　すべて「はい」の方でも、町が確認した結果、非該当となる場合があります。

※３　例外として特例減額措置が受けられる方がいます（世帯の年間収入から施設の利用者

　　　負担見込額を除いた額が８０万円以下で、世帯の預貯金等額が４５０万円以下等）